

# 白河市行政分譲地販売斡旋に関する報奨金支給要綱

平成17年白河市告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政分譲地の販売を促進するため、分譲の斡旋をした者に対し、報奨金を贈ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「行政分譲地」とは、第2白鳥ニュータウン及び田園町府ニュータウンをいう。

2 この要綱において「斡旋者」とは、行政分譲地購入契約締結以前に市と購入の意思のある者（以下「購入希望者」という。）の分譲の仲介をした個人（当該購入希望者と同居する者及び未成年者を除く。）又は法人その他の団体（国、地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人及び宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に定めるものをいう。）を除く。）であって、市、購入希望者及び斡旋者がそれぞれその仲介をしたと認めるものをいう。ただし、行政分譲地内の同一区画において、2人以上の者が斡旋した場合は、原則として先に斡旋した者を斡旋者とする。

(報奨金支給要件)

第3条 報奨金は、斡旋者に対し支給する。ただし、行政分譲地の購入区画の所有権が購入希望者に移転されなかった場合は、支給しない。

(報奨金支給申請)

第4条 報奨金の支給を受けようとする者は、分譲地購入契約締結以前に購入希望者の同意を得て行政分譲地販売斡旋報奨金支給申請書（第1号様式）を市に提出するものとする。

(報奨金支給額)

第5条 報奨金の支給額は、1区画の斡旋について20万円とする。

(報奨金支給の決定)

第6条 市は、前3条の規定に基づき、報奨金の支給を決定した場合は購入区画の所有権を購入希望者に移転以降、行政分譲地販売斡旋報奨金支給決定通知書（第2号様式）を交付するものとし、支給しないことを決定した場合はその時点において、行政分譲地販売斡旋報奨金不支給決定通知書（第3号様式）を交付するものとする。

(報奨金の請求及び支給)

第7条 斡旋者は、行政分譲地販売斡旋報奨金支給決定通知書受理後、行政分譲地販売斡旋報奨金請求書(第4号様式)を市に提出するものとし、市は、行政分譲地販売斡旋報奨金請求書受理後3週間以内に報奨金を斡旋者の口座に振り込むことにより支払うものとする。

(報奨金の返還)

第8条 市長は、虚偽、その他不正な手段により報奨金を受けたときは、報奨金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の表郷村住宅団地販売斡旋に関する奨励金支給要綱(平成13年表郷村要綱第10号)の規定によりみなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年白河市告示第76号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(報奨金に係る経過措置)

2 改正後の白河市住宅団地販売斡旋に関する報奨金支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る手続き及び報奨金について適用し、同日前の申請に係る手続及び報奨金については、なお従前の例による。

附 則(平成21年白河市告示第116号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の白河市住宅団地販売斡旋に関する報奨金支給要綱の規定は、この要綱の施行日以後に支給を決定する報奨金について適用し、同日前に支給を決定した報奨金については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年白河市告示第 31 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

行政分譲地販売<sup>あつせん</sup>斡旋<sup>あつせん</sup>報奨金支給申請書

年 月 日

白河市長

(郵便番号 )  
斡旋者<sup>あつせん</sup> 住所又は所在地  
(申請者)  
氏名又は名称 ④  
(代表者氏名)  
(電話番号 )

白河市行政分譲地販売<sup>あつせん</sup>斡旋<sup>あつせん</sup>に関する報奨金支給要綱に基づき、報奨金の支給を申請します。

記

- 1 斡旋<sup>あつせん</sup>区画の所在
- 2 斡旋<sup>あつせん</sup>区画数 区画
- 3 報奨金額 円

上記については、斡旋<sup>あつせん</sup>仲介の事実<sup>あつせん</sup>に相違なく、申請に同意します。

年 月 日

(郵便番号 )  
購入希望者 住所又は所在地  
(同意者)  
氏名又は名称 ④  
(代表者氏名)  
(電話番号 )

第2号様式(第6条関係)

行政分譲地販売<sup>あつせん</sup>斡旋報奨金支給決定通知書

年 月 日

様

白河市長

印

年 月 日付けで申請のあった白河市行政分譲地販売<sup>あつせん</sup>斡旋報奨金については、  
下記のとおり支給が決定したので通知します。

記

1 購入希望者

2 <sup>あつせん</sup>斡旋区画の所在

3 <sup>あつせん</sup>斡旋区画数 区画

4 報奨金額 円

第3号様式(第6条関係)

行政分譲地販売<sup>あつせん</sup>斡旋報奨金不支給決定通知書

年 月 日

様

白河市長

印

年 月 日付けで申請のあった白河市行政分譲地販売<sup>あつせん</sup>斡旋報奨金については、  
下記理由により支給しないことに決定したので通知します。

記

不支給となった理由

第4号様式(第7条関係)

行政分譲地販売<sup>あつせん</sup>斡旋報奨金請求書

年 月 日

白河市長

(郵便番号 )  
<sup>あつせん</sup>斡旋者 住所又は所在地  
(請求者)  
氏名又は名称 ⑩  
(代表者氏名)  
(電話番号 )

年 月 日付けで支給決定のあった白河市行政分譲地販売<sup>あつせん</sup>斡旋報奨金については、下記のとおり請求します。

記

- 1 <sup>あつせん</sup>斡旋区画の所在
- 2 <sup>あつせん</sup>斡旋区画数 区画
- 3 報奨金額 円
- 4 口座